

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第六十号

昭和二十二年閣令、内務省令第一号第八條の規定により西伯郡大高村長並に議會議員候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を永むべき期日を次の通り指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

昭和二十四年四月五日から
同年同月八日まで

鳥取縣告示第六十一号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により鳥取市長並に議會議員の候補者につき覚書に掲げる

昭和二十四年四月五日
第千九百九十九号 火曜日

本誌ノ大キリハ(規定規格)A5判

條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年五月四日より
同年同月十四日まで

鳥取縣告示第六十二号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第二項の規定により日野郡日光村長の候補者につき覚書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十四年四月五日より
同年同月十日まで

00191

○鳥取縣告示第六十三号
 種畜検査が次のように施行されるから種畜証明書交付申請書を提出しているものは、最寄の検査場で検査を受けられたい。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事

西尾

愛治

種畜検査日割

検査場所

検査日時

受検査者の区別

出場区域

八頭郡船岡村	四月十八日	四月二十一日	牛	八頭郡一円
東伯郡倉吉町	同十九日	同二十二日	同	同
同 矢送村	同二十日	同二十三日	同	東伯郡一円
同 赤碕町	同二十一日	同二十四日	同	同
同 八頭郡智頭町	同二十二日	同二十五日	同	八頭郡一円
同 若櫻町	同二十三日	同二十六日	同	同
鳥取市吉方町	同二十四日	同二十七日	同	同
岩美郡浦富町	同二十五日	同二十八日	同	同
同 御來屋町	同二十七日	同三十日	同	同
同 西伯郡淀江町	同二十八日	同三十一日	同	同
同 同	同二十九日	同五月二日	同	同
同 同	同三十日	同五月三日	同	同
同 同	同五月一日	同五月四日	同	同
同 同	同五月二日	同五月五日	同	同

米子市勝田町 同 三日 同 六日 同 西伯郡一円
 西伯郡余子村 同 四日 同 七日 同 同
 同 法勝寺村 同 五日 同 八日 同 同
 日野郡溝口町 同 六日 同 九日 同 同
 同 根雨町 同 七日 同 十日 同 同
 同 日野上村 同 八日 同 十一日 同 同
 同 江尾町 同 九日 同 十二日 同 同
 同 同 同 十三日 同 同 同
 同 同 同 十四日 同 同 同
 同 同 同 十五日 同 同 同
 同 同 同 十六日 同 同 同
 同 同 同 十七日 同 同 同
 同 同 同 十八日 同 同 同
 同 同 同 十九日 同 同 同
 同 同 同 二十日 同 同 同
 同 同 同 二十一日 同 同 同
 同 同 同 二十二日 同 同 同
 同 同 同 二十三日 同 同 同
 同 同 同 二十四日 同 同 同
 同 同 同 二十五日 同 同 同
 同 同 同 二十六日 同 同 同
 同 同 同 二十七日 同 同 同
 同 同 同 二十八日 同 同 同
 同 同 同 二十九日 同 同 同
 同 同 同 三十日 同 同 同
 同 同 同 三十一日 同 同 同

備考(一)第一次検査とは衛生検査の一部をいう。

(二)第二次検査とは衛生検査の残部と種畜の級別判定をいう。

(三)馬においては第二次検査のみ行う。

○鳥取縣告示第六十四号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き家畜に対する共済金額及共済掛金率等次の通り改訂し昭和二十四年度よりこれを適用する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事

西尾

愛治

00192

二、共済金額並共済掛金率

共済目的	死亡費用共済金額	掛金率	賦課率	計
乳牛	一五、〇〇〇以上	四、〇〇%	七、〇〇%	五、〇〇%
乳用種雄牛	一、二、七〇	九、〇〇%	四、〇〇%	四、〇〇%
役肉種牛	一、一、二〇	七、〇〇%	三、〇〇%	二、一〇%
其の他の牛	八、〇〇以上	一、〇〇%	五、〇〇%	一、八〇%
種馬	一、一、五〇	一、〇〇%	三、〇〇%	二、八〇%
其の他馬	〇、〇〇以上	二、五〇%	一、〇〇%	四、〇〇%
山羊	三、〇〇以上	五、八〇%	一、四〇%	〇、〇六
種豚	五、〇〇以上	六、三〇%	五、〇〇%	二、七〇%
緬羊	八、〇〇以上	六、八〇%	一、四〇%	〇、〇六

○鳥取縣告示第六十五号

農業災害補償法第六條及び第七條の規定に基き麦に對する反当共済金額並びに共済掛金率等次のように改訂し昭和二十四年度産麦からこれを適用する。但し昭和二十三年二月二十日鳥取縣告示第六十八号町村区分による共

済金にこれを適用する。

昭和二十四年四月五日

鳥取縣知事

西尾

愛治

一、反当共済金額
 一、〇〇〇円を 一、〇〇〇円に改める
 二、二〇〇円を 一、五〇〇円に放める
 一、五〇〇円を 一、〇〇〇円に改める

共済金額	組合員の負担すべき共済掛金率		賦課金	備考
	縣組合	市町村組合		
一、〇〇〇	一、〇七二%	二二%	二九%	
一、五〇〇	同	同	同	
一、〇〇〇	同	同	同	

○鳥取縣告示第六十六号

国民健康保険を行う次の村に對し国民健康保険法第八條の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年四月五日

00193

2010

鳥取縣公報

第九百九十九號

昭和二十四年四月五日

第三種郵便物認可

四

鳥取縣知事

西尾

愛治

一、國民健康保險を行ふ村 二、條例制定の認可年月日

東伯郡大誠村

昭和二十四年三月十六日

同 下北條村

同

同 古布庄村

同

昭和二十四年四月五日印刷
昭和二十四年四月五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
第三種郵便物認可

發行

鳥取縣

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市

鳥取市